4　平成22年９月30日以前に行われた平成22年旧法人税法第57条第２項に規定する適格合併等又は同条第５項に規定する適格合併等については、「支配関係発生日」とあるのは「特定資本関係発生日」と、「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「特定資本関係前未処理欠損金額」と、「支配関係事業年度」とあるのは「特定資本関係事業年度」と、「支配関係前控除未済欠損金額」とあるのは「特定資本関係前控除未済欠損金額」として記載すること。

第六号様式別表十三の二に次の一表を加える。

第六号様式別表十三の二

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

適格組織再編成等の別	適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	平成　年　月　日
		支配関係発生日	平成　年　月　日

調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算

当該法人の事業年度	欠損金等の区分	当該法人の控除未済欠損金額等（当該法人の前期の別表9又は別表10の「翌期繰越額」）	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算			
			移転時価資産価額が移転簿価資産価額以下である場合（①の金額）	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合		特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等（②、③又は④）
				移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合（支配関係事業年度前の事業年度にあっては（⑥－⑦）、支配関係事業年度以後の事業年度であっては①）	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合（支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては（①－⑩））	
		①	②	③	④	⑤
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金	円	円	円	円	円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
計						

移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

当該法人の事業年度	欠損金等の区分	支配関係前欠損金額等（支配関係事業年度前の事業年度の①）	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合		
			⑥のうち移転時価資産超過額を構成するものとされた部分の金額（⑪の金額を⑥の古いものから順次振当）	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額（別表12「⑧－⑫」）	支配関係後欠損金額等（支配関係事業年度以後の事業年度の（①－⑧））	⑨のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額（⑬の金額を⑨の古いものから順次振当）
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金	円	円	円	円	円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
計						

制限対象金額の計算の明細

移転時価資産超過額（⑰の(イ)－⑰の(ロ)）	⑪	円
支配関係前欠損金額等の合計額（⑥の計）	⑫	
制限対象金額 ⑪－⑫	⑬	

移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細

名称等		時価（イ）	帳簿価額（ロ）
	⑭	円	円
	⑮		
	⑯		
計	⑰		

この表は、法人が法人税法施行令第113条第５項の規定の適用を受ける場合に記載すること。